

## 森林情報の収集活動に対し、支援が受けられます

植林はしたけれど、その後どうなっているのか分からない…。  
そんな森林が増えています。  
豊かな森林を子供や孫の世代まで引き継ぐために、  
まずは森林の調査から始めましょう！



～調査にあたって森林所有者の費用負担はありません～

- ◎ 調査の目的は…  
地域がまとまって長期的な計画を立て、森林の手入れをする準備として行います。
- ◎ 対象となる森林は…  
私有林のうち、11年生以上45年生以下の人工林（これらと一体的に集約化を図る、森林施業計画※の対象とされている森林を含む）を原則とします。
- ◎ 調査の方法は…  
ペンキ等により調査箇所を示した上で、必要な調査と写真撮影を行います。  
(立木の伐採はいたしません。)
- ◎ 調査の内容は…  
森林の面積や位置、樹種、林齢、本数、樹高、幹の太さ等です。
- ◎ 調査の実施者は…  
峡北森林組合の職員が、北杜市との協定に基づき、調査します。
- ◎ 調査結果は…  
報告書を作成し、森林所有者にお知らせします。  
(森林づくりの提案も受けられます！)
- ◎ 実施のための条件は…  
森林施業計画を立てる者に対して、調査結果を公開することを、書面にて同意していただきます。

※森林施業計画とは、森林所有者等が自ら立てる森づくりの計画のことで、長期的な方針や今後5年間に行う作業の予定等を決めることとなります。



### 【連絡先】

☆ご相談については

市役所 林政課 森林整備担当 42-1353 まで

☆お申し込みについては

峡北森林組合 26-2300 まで